

発議第4号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則

【議案提出担当課：議会事務局】

会議に持ち込むことができない携帯品を社会情勢に合わせるとともに、会議中でない場合に会議時間を変更することができることを明示するため、本規則において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 緊急時等における会議時間の変更等（第9条の改正規定）

- ① 会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間を変更できるとします。
- ② 会議時間外でも、議長が災害など緊急時等に会議時間を変更できるとします。

(2) 会議に持ち込むことができない携帯品の変更等、用語の改正（第103条の改正規定）

- ① 法令の表記に用語を改正します。
- ② 持ち込むことができない携帯品を社会情勢に合わせるとともに、持ち込む際の手続きを、議長の許可制から届出制に変更します。

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。